

令和 8 年度

さいたま市総合教育会議

議事録

1 期 日 令和8年7月30日(木)

2 場 所 さいたま市役所議会棟2階第7委員会室

3 開 会 午後3時30分

4 出席者

(1) 構成員

市長	清水 勇人
教育委員会教育長	竹居 秀子
教育委員会委員(教育長職務代理者)	大谷 幸男
教育委員会委員	石田 有世
同	伊藤 華英
同	小山 和也
同	堀田 香織

(2) 構成員以外

市長部局

① 都市戦略本部

都市戦略本部長	大塚 一晴
総合政策監	藤野 知之
都市経営戦略部副理事	若林 美枝
都市経営戦略部副参事	安井 亮太

② 総務局

防災課長	坂口 淳二
------	-------

③ スポーツ文化局

文化政策課長	小野瀬 淑子
--------	--------

④ 子ども未来局

子ども・青少年政策課副参事	清水 慶久(代理出席)
---------------	-------------

⑤ 消防局

消防局長	和田 浩司
警防部副理事	萩原 俊雄
救急課長	菅野 剛

教育委員会事務局

副教育長	大砂 武博
------	-------

管理部長
教育政策室長
教育政策室副参事
学校教育部長
教職員人事課長
教育課程指導副参事
健康教育課長
生涯学習部長
生涯学習振興課長

山本 高弘
菱沼 孝行
大橋 和彦
丹 能成
橋本 大輔
安島 俊之
持木 信治
深津 健太郎
八島 典子

5 議事の概要

6 閉 会 午後 5 時 00 分

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和8年度さいたま市総合教育会議を開催いたします。

司会を務めさせていただきます都市戦略本部総合政策監の藤野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本会議の主宰は市長となりますが、進行につきましては事務局が行うこととされておりますので、私の方で進行を務めさせていただきます。

それでは、まず初めに会議の公開の取扱いにつきましては、本日の会議は、非公開とする内容はないと考えられることから、会議を公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。御異議ございませんので、本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは会議の開会にあたりまして、まず、清水市長の方から御挨拶をお願いいたします。

○清水市長

皆様、こんにちは。さいたま市長の清水勇人でございます。本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

教育委員会におかれましては、去る6月28日付で竹居教育長及び堀田委員が再任をされました。今後とも本市の教育行政の推進にお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この総合教育会議につきましては、市長部局と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題、またあるべき姿を共有し、様々な調整・共有ができるよう進めてまいりますので、改めまして委員の皆様には御協力をお願い申し上げます。

さて、本日の議事でございますが、3点を予定しております。

1点目は、「令和7年度第2回総合教育会議における協議事項に関する取組状況及び成果等について」といたしまして、前回の会議での協議事項について、その取組状況等を御報告いたします。

2点目は、「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について、でございます。教育委員会が策定をしました「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について、取組を着実に実行できるよう、総合教育会議において報告するものとなります。

3点目は、「市内における救命講習実施体制の充実について」でございます。安全・安心な教育環境を整えるために、学校間の連携など救命講習実施体制を強化することについて、市長部局と教育委員会の連携の方向性を共有するために協議を行いたいと思います。

昨年度改定いたしました「さいたま市教育大綱」におきましても、未来を担う子どもたちの安全・安心を守り、成長を支えるために、より良い地域社会の構築について、教育委員会と市長部局が連携を深めて取り組むものとしております。

また、さいたま市総合振興計画におきましても、応急手当の普及啓発や、学校安全体制の充実を実施計画事業として位置づけておりますので、ぜひ闊達な御議論をしていただけれ

ばと思います。

以上のとおり、本日は積極的な意見交換ができればと考えておりますので、皆様には忌たんのない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。それでは本日の議題に入りたいと存じます。

はじめに、議事(1)前回の取組結果報告①令和7年度第2回総合教育会議における協議事項に関する取組状況及び成果等についてといたしまして、前回会議で御協議いただきました事業等の取組状況について、資料1により事務局の方から報告をさせていただきます。

○事務局（都市経営戦略部副参事）

都市経営戦略部の安井と申します。それでは、令和7年度第2回総合教育会議に関する取組状況について、事務局より御報告いたします。

資料の5ページを御覧ください。令和7年度第2回総合教育会議におきましては、2つのテーマについて御協議いただいております。その後の主な取組状況について、順次御報告いたします。

まず、「さいたま国際芸術祭 2027 における小・中・高校等との連携等による子どもの参加促進について」につきましては、前回の令和7年度第2回総合教育会議において、教育委員会やさいたま市立学校との連携により、子どもの芸術祭への参加機会を広げるとともに、芸術体験を通じた感性や創造性の育成を図る観点から、学校現場での具体的な関わり方や実施手法、今後の取組の方向性について協議されました。前回会議後の取組として事業所管課において、国際芸術祭への子どもの参加促進を図るため、教育委員会と協議し、現在策定中である「さいたま国際芸術祭 2027 開催実施計画」に庁内連携事業として記載することについて次の4点を調整中です。

1点目は、小・中・特別支援学校にアーティストを招へいし、ワークショップ等を通じて国際芸術祭を機にアートを身近に感じるプログラムを展開すること。

2点目は、希望する生徒を対象にボランティアガイドやスタッフとして活躍できる場を設け、国際芸術祭と深く関わる機会を提供すること。

3点目は、児童生徒が国際芸術祭の会場を訪れ、アートを体験できるよう、タブレット端末を通じて芸術祭の見どころやモデルコース等を配信すること。

最後に、チャレンジスクール等において、芸術祭のテーマに沿った講座や制作体験を実施することで、児童生徒の芸術祭への参加機会の拡充を図ること。以上となります。

6ページをお願いいたします。

2つ目のテーマ、「さいたま市いじめ問題救済機関の設置について」も、令和7年度第2回総合教育会議において、いじめ問題に対応する救済機関の設置の必要性や役割、いじめ事案への関わり方、子どもへの支援の在り方、実効性ある運用の確保などについて意見交換が

行われ、今後の取組の方向性について協議されました。前回会議後の取組として、これまで教育委員会が担ってきたいじめ対応について、市長部局も早期に介入し、解決に向けた支援を行うため、令和8年4月1日にいじめ問題救済委員会条例を施行しました。学校等でのいじめ問題を学校や教育委員会などに相談しづらいと感じている子どもたちなど、より多くの子どもたちを救うため、教育委員会ではなく市長部局に設置する救済機関となります。公平性、第三者性を確保するため、救済委員として2名の弁護士、救済アドバイザーとして1名の臨床心理士を委嘱しました。

令和8年7月2日に、相談を受け付ける窓口となる「いじめ問題救済相談室」を開所しました。これは「いじめ問題救済委員会」と併せて、相談対応だけでなく、救済機能を担う機関となります。相談室の相談員は、長年子どもたちの悩み相談を受けている「特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン」が担い、相談者の悩みや声を受け止め、解決に向けた助言等を行うこととなります。相談室だけで対応ができない事案や各所との調整が必要な事案は、「いじめ問題救済委員会」が客観性、専門性を確保しながら、調査・調整を行い、救済を図ることとなります。相談室の開所日は、火曜日・木曜日の17時半から20時、土曜日の14時から20時の週3日、電話とメールで相談を受け付けます。相談室と救済委員会は、週1回の定例ミーティングにより、相談のあった全ての事案を共有します。一人ひとりの不安や悩みに丁寧に寄り添いながら、解決に向けて一緒に考えていく相談機関として運営していくこととなります。報告は以上です。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見・御質問等あればお願いいたします。それでは石田委員お願いいたします。

○石田委員

5ページのさいたま国際芸術祭2027における小・中・高って、高等学校まで入っているんですね。記載内容のところには、小・中・特別支援学校にはアーティストを招へいしていて、高等学校が抜けていますが、意図的に抜いているのか御確認します。

○文化政策課長

文化政策課長の小野瀬と申します。お答えいたします。

学校にアーティストを招へいするプログラムについては、小学校と中学校と特別支援学校の実施を計画しているところです。高校については、また別の内容の連携プログラムを行いたいと考えております。

○石田委員

ありがとうございます。6ページの「いじめ問題救済相談室」は7月2日に開所したとのことですが、現在までの受付状況等分かりましたら教えていただければと思います。

○子ども・青少年政策課子どもの権利推進係長

子ども・青少年政策課でございます。一昨日（7月28日）の開所日までに、延べ件数になりますが、34件の相談がございました。以上でございます。

○石田委員

34件という件数は予想通りなのか、多いのか少ないのか、どういう状況でしょうか。

○子ども・青少年政策課子どもの権利推進係長

子ども・青少年政策課でございます。基本的に毎日相談が入っている状況です。多い少ないとは何とも言えないところではありますが、そういった問題がたくさんあると認識をしています。その中で、34件は延べ件数ですので、中には同じ方が何回かかけてきているというのがありますが、いろいろ悩みを抱えている、特にいじめの部分で悩みを抱えている方からの相談を受け付けているところでございます。

今後、救済委員が実際面談をするといった案件も出てきておりますので、引き続き相談を受けた後も救済等につなげていければと思っております。以上でございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。それでは堀田委員お願いいたします。

○堀田委員

34件の相談があった中で、さいたまチャイルドラインの相談者が受けているものと、こちらの救済委員会が実際に対応を始めているケースもあると思います。弁護士や臨床心理士の方が対応を始めているケースは、その中で何件ありますか。

○子ども・青少年政策課子どもの権利推進係長

子ども・青少年政策課でございます。実際、直接面談をしたのが、昨日までに2件ございました。その他に、件数が手元にはないのですが、電話等での対応を行ったケースも複数件ございました。以上でございます。

○堀田委員

その2件に関しては、今後、例えば学校との調整等に発展していきそうな状況ですか。

○子ども・青少年政策課子どもの権利推進係長

子ども・青少年政策課でございます。事務局が直接案件に関与しているところではないのですが、救済委員から報告を受けている中では、現状、まずは聞き取りをしている状況であり、整理をしたうえで、救済委員としてできること、できないことを対象の方にお返しをしようとしている旨伺っております。

そこで整理ができて、実際申し立てが必要とのことであれば、学校等への調整に入っていくことは十分予想されるかと思っています。以上でございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。それでは清水市長、お願いします。

○清水市長

34 件のうち、教育委員会からも定期的に報告等ございますけれども、重複している案件と重複していない案件がどのぐらいあるのか。それと現状として重複している場合には、どういう形で対応されることになるのか。そのことについて確認をしたいと思います。

○子ども・青少年政策課子どもの権利推進係長

子ども・青少年政策課でございます。教育委員会から報告を受けている中で、我々も個人名まで報告を受けているわけではないのですが、開始当初は比較的、教育委員会の方でも対応に苦慮されている旨を伺っているケースからの御相談もあったところでございます。ただ、運営を進めていく中で、今いじめを受けているケースや、教育委員会でも対応していた中에서도、救済相談室にも相談を希望されるケースも複数出ております。

○清水市長

対応が重複している部分について、教育委員会に対応いただく部分でもあるが、違う視点からも判断いただきたい、調整をいただきたいとの思いで救済委員会に相談に来ていると認識をしていますので、そういった場合は教育委員会と連携しながら解決に当たっていく取組になっている、との理解でよろしいでしょうか。

○子ども・青少年政策課子どもの権利推進係長

子ども・青少年政策課でございます。その理解でよろしいです。この救済機関は教育委員会に対応しているから対応しないということは考えてはおりません。現在、子どもがいじめの被害を受けていることに対して、お子さんがどのように思っているか、助けてほしいのかというところを丁寧に聞き取りをし、それに対して救済をしていくことを考えております。市長がおっしゃったとおりの理解で問題ございません。以上でございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

竹居教育長、お願いします。

○竹居教育長

私からはこの 6 ページに対しての御礼でございます。

昨日、「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」がございまして、こちらには子ども・青少年政策課と、救済委員会の弁護士である川原弁護士さんにお越しいただきました。その中で、子どもたちがいじめと真摯に向き合いながら、各区のスローガンを作る取組を御覧いただきました。川原弁護士さんが全体に対しまして、このスローガンを作り上げていく、このプロセスこそが意義があるとのコメントをいただきまして、そこに子どもから大人まで 700 人近い方々が参加されておりましたが、改めてこのサミットの意義を共有したところ です。

この救済委員会は、教育委員会や学校とは独立して設立されているものであります。そして、子どもたちの悩みに寄り添う視点からは、このように子どもたちの活躍の場を見ていただくのは、大変重要であったと思っております。

さらに 171 校の校長先生方が 3 回に分かれて行う演習研修があります。そこにも川原先生と梅田先生が交互に全 3 回来ていただきまして、この救済委員会についてとても丁寧に説明をしていただきました。このことについては、校長先生たちもとてもよく御理解をいただきましたので、これに対しては深く御礼を申し上げます。

それぞれ立場は異なりますけれども、私たちも子ども・青少年政策課の皆様方も、子どもたちの最善の利益の実現に向けて、いじめのない学校、安心できる学校を作るとの目的は同じでございます。今後も引き続き御理解と御協力をいただけたらと思っておりますので、お願いいたします。以上です。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

他にいかがでしょうか。それでは伊藤委員お願いいたします。

○伊藤委員

今の教育長のお話とあわせて、2 件あります。

1 件目として希望する生徒を対象に生徒が活躍する場とお話もありましたので、このボランティアガイドなどのスタッフについて現状で応募は進んでいるのでしょうか。

2 件目はいじめの件になります。こちらは相談件数が 34 件とお話がありまして、校長先生もいじめストップのシンポジウムに参加されたとのことですが、さいたま市にいる児童生徒全員に救済機関について確実に伝わっている状況になっているのでしょうか。

以上 2 点をお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○文化政策課長

文化政策課でございます。1点目の御質問ですが、芸術祭のボランティアガイドやスタッフの募集についてですが、こちらは本日の会議後、各校の校長会と関係各所に御説明をした上で、募集を始めたいと考えております。

○子ども・青少年政策課子どもの権利推進係長

子ども・青少年政策課でございます。周知については、まず市の SNS 等、市で持っている広報ツールを活用して周知を図っているものが1つ、それから、教育委員会の皆様に存分に御協力いただいております、学校を通じてメールや、各校でアプリを使った配信をしているので、そちらを使って個別に周知をしていただいております。加えて、1人1台端末の L-Gate のトップページに相談一覧が見られるページがございまして、そこに当救済相談室の情報も掲載をいただくなど、多くの協力をいただいております。ありがとうございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

他にいかがでしょうか。清水市長お願いいたします。

○清水市長

議題に関連する、その他の点で発言させていただきます。

現在、タウンミーティングで「みんなのアプリ」の取組についてヒアリングをしています。特に子どもたちの世代の加入率が低い状況があります。また、現在のアプリは行政サービスの手続きが中心となっているため、子どもたちにとって活用する機会がありません。今までのお話にもありましたように、例えば国際芸術祭への参加申込みができたり、いじめに関する相談ができたりする機能をアプリに搭載することで、中学生や高校生にも利用しやすいアプリにしていくことができるのではないかと思います。

今は図書館のカードもアプリで利用できることから、子どもの教育にプラスになる機能を充実させる取組を進めていくことが必要であると感じています。その中で、いじめ問題への対応や国際芸術祭の参加、情報発信などは重要な要素であると感じました。教育委員会と一緒に連携ができれば、より効果的なものになると感じましたので、発言させていただきました。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。この件につきましては、事務局から、経済局など所管と連携しまして、例えば、教育委員会と経済局等でしっかりと議論が図れるように調整したいと思えます。その他ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議題の(1)①につきましては、以上とさせていただきます。所管である文化政策課及び子ども・青少年政策課につきましては、こちらで退席となります。

それでは続きまして、前回の取組結果報告②「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」につきまして、資料2によりまして、所管課の方から説明させていただきます。

○教職員人事課長

教職員人事課でございます。この度策定いたしました、「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」について御報告いたします。

「さいたま市立学校における働き方改革マスタープラン」は、説明の都合上、「マスタープラン」と呼ばさせていただきます。

では、8ページをお開きください。

まず、本日の御報告の目的について、でございますが、教育委員会と市長部局が連携することで、「学校における働き方改革」の実効性を高め、市全体で推進の機運を醸成することと設定いたしました。総合教育会議をプラットフォームとして、市長部局と教育委員会がこれまで以上に密接に連携して学校教育を支える体制を構築することで、ともに未来を担う子どもたちの幸せを実現していくことができると考えております。

9ページをお願いします。

マスタープラン策定のプロセスについて、でございます。令和7年6月18日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が一部改正され、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられました。これを受け、教育委員会では、教育委員会事務局職員と学校代表で構成される「学校業務改善検討委員会」において、マスタープラン策定に向けた検討を重ね、令和8年3月30日に策定したところでございます。

10ページをお願いします。

マスタープランの策定に当たり、学校業務改善検討委員会において検討した内容は主に2点でございます。

1点目は、文部科学省が示した「学校と教師の業務の3分類」について、でございます。この「学校と教師の業務の3分類」は、教師が「教師でなければできない業務」に専念できる環境を整備するために、学校における業務をその性質に応じて整理した枠組みでございますが、本市の実態に応じて、特に重点的に取り組む内容について検討いたしました。

2点目は、業務量管理および健康確保措置に係る数値目標、KPIについて、でございます。「時間外在校等時間」の状況や、「教員等の勤務に関する意識調査」「ストレスチェック」の結果について分析を行い、本市の実態に応じた目標値について検討いたしました。

具体的な内容については、後ほど御説明いたします。

11ページをお願いします。

本市では、令和2年度から令和7年度まで、「働き方改革推進プラン」に基づき、働きやすい勤務環境の整備と学校運営体制や支援体制の整備を一体的に推進し、様々な取組を進めてまいりました。マスタープランでは、これらの推進プランの取組を継承するとともに、

改正給特法を踏まえ、具体的な指標の設定と重点化を図った取組により、令和8年度から令和11年度まで、業務量管理・健康確保措置を計画的に推進してまいります。

特に取組の強化を図ったのが、ここに青字で示した①から④までの4点でございます。

この後は、この4点の内容についてそれぞれ御説明いたします。

12ページをお願いします。

まずは、①業務量管理及び健康確保措置に係る数値目標、KPIの設定について、でございます。

マスタープランでは、「月平均時間外在校等時間」「月45時間以内の教育職員の割合」「ストレスチェックにおける総合健康リスク100以下の学校割合」「業務負担軽減・事務効率化が図られていると思う職員の割合」の4つの指標で進捗を管理していきます。

「月平均時間外在校等時間」と「月45時間以内の教育職員の割合」の状況につきましては、コロナ禍以前と比べても大きく改善してきております。これを踏まえまして、業務量管理の達成目標として、令和11年度までに月平均時間外在校等時間を30時間程度とすること、また、月45時間以内の教育職員の割合を100%とすることを掲げております。

また、健康確保措置の達成目標として、「ストレスチェックにおける総合健康リスク100以下の学校の割合」について、現在89%のところ、令和11年度までに全校、つまり100%とすることを目指します。

加えて、「教員等の勤務に関する意識調査」に新たな指標を設定し、「業務負担軽減や事務効率化が図られていると感じる職員の割合」を確認していきます。令和11年度に82%まで向上させる目標としておりますが、これは市職員の状況を参考にして設定したところでございます。

13ページをお願いします。

②「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた重点事項の設定について、でございます。マスタープランでは、文部科学省が示す3分類を踏まえ、左に記載したとおり、さいたま市の重点事項を設定いたしました。教育委員会の今後の方向性につきましては、右に記載しているとおりでございます。多大な予算措置をしていただきました新児童生徒用端末や次世代型校務支援システムを活用した教育DXのさらなる推進や、部活動指導員などの多様な専門スタッフの一層の活用を進めてまいります。

また、地域学校協働活動における地域や関係団体との連絡調整は、学校地域連携コーディネーターが中心となって担うことについて、各種研修等を通じて周知してまいります。

14ページをお願いします。

③学校運営協議会と連携した働き方改革の推進体制の構築について、でございます。

これまで総合教育会議において、学校における働き方改革にはコミュニティスクールが欠かせない役割を果たすことについて御指摘をいただいていたところでございます。教育委員会では、改正給特法を受け、本年4月にさいたま市学校運営協議会規則の一部を改正いたしました。これにより、「PLAN」の箇所に赤字で示してありますとおり、すべての学

校において業務量管理及び健康確保措置に関する基本方針を定め、学校運営協議会の承認を得た上で取組を進めることを義務付けたところでございます。その上で、「DO」熟議を通して課題の共有や協働活動を行い、「CHECK」自校の時間外在校等時間の状況や教職員の意識調査、ストレスチェックなどの結果に基づく評価を実施いたします。また、評価につきましては、学校運営協議会でも行います。そして、「ACTION」次年度の改善措置について、学校運営協議会で仮承認を得るというように、マスタープランにおいてPDCAサイクルを回すシステムを構築することで、地域や保護者とともに、学校における働き方改革を進めてまいります。

15 ページをお願いします。

最後に、④労働安全衛生管理体制の充実による健康確保措置の強化について、でございます。誠に残念なことに、本市では教職員の長期病休者数が増加傾向にあり、令和6年度は145名となっております。また、教育職員における長期病休者の占める割合やその増加率につきましても、指定都市4位という高水準でございます。

このような状況を踏まえ、格別な御配慮をいただき、教育委員会事務局に令和7年度に保健師を1名、令和8年度には保健師を2名追加配置していただき、現在、保健師3名体制で教職員の労働安全衛生管理を進めることができております。この表にございますとおり、昨年度と今年度は安全衛生教育と健康相談を充実してまいりました。

今年度、第二別館1階に健康相談室、通称ヘルスサポートルームを設置するとともに、教育研究所等で行われる集合研修の際に、アウトリーチ型の相談スペースを設け、教職員が保健師に相談しやすい機会・環境を提供しております。

来年度以降は、復職支援に取り組む予定でございます。復職支援は、病気休職の期間を長期化させない、復職した教職員を再び休ませない視点から、長期病休者対策の本丸と考えております。教職員が安心して働き続けることのできる職場環境の実現に向け、保健師等がチームとなって、予防支援と復職支援を両輪で進める体制を構築することで、教職員の健康確保措置を一層強化してまいります。

16 ページをお願いします。

今後のフォローアップ体制について御説明いたします。各学校の校長からは、1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員へのアプローチについて御相談をいただいているところでございます。これにつきましては、新たな勤怠管理システムにより、時間外在校等時間が80時間を超えた教職員を教育委員会が早期に把握し、保健師等がチームとなって支援を行う予定でございます。

もう1点、カスタマーハラスメントへの対応については、現在喫緊の課題となっております。市の基本方針やマニュアルを参考にしながら、学校の状況に応じた対応指針やマニュアルの策定、丁寧な周知や教職員の研修の実施といった基盤整備を進めているところでございます。

また、対応手段として、通話の音声記録や通話録音告知アナウンスの整備につきましても、

教育委員会事務局がある第二別館では既に導入されておりますので、学校においても少しでも早く同じ環境を実現したいと考えております。

また、学校ならではの状況といたしましては、学校の教育活動は、保護者や地域の方々と信頼関係がベースにあるべきでございますので、電話の通信回線を増設することで、より一層丁寧な対応ができるようにすることが重要と考えております。

加えて、一部の保護者による不当な要求に対して、学校が組織として毅然と対応できる体制を整えることは、まさに喫緊の課題と考えております。教職員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間を確保することによって、教育活動の充実につなげていく観点からも、保護者対応に同席できる弁護士制度の導入についても、現在検討しているところでございます。これらにつきましては、財政面や人的側面においてクリアしなければならない課題が多いものでございますが、御助力をいただけますと大変ありがたく存じます。併せて、意識調査や在校等時間の状況を継続的に公表しながら、計画の進捗管理を行ってまいります。

本日の報告は以上でございます。

今後は毎年度、総合教育会議において、本マスタープランの実施状況を報告するとともに、必要に応じて内容の見直しを行ってまいります。教育委員会といたしましては、教職員のウェルビーイングの向上と子どもの学びの質の向上の好循環を実現できるよう、学校、市長部局、地域、保護者の皆様と連携しながら働き方改革を着実に推進してまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○竹居教育長

この件について、補足説明をさせていただきます。

このマスタープランの意味を、単なる教職員の働き方改革だけではなく、さいたま市全体で大切にしてきました学校・家庭・地域、それぞれの信頼関係を将来にわたって維持していくための基盤づくりだと考えています。

学校教育は、学校だけで完結するものではなく、保護者ですとか、地域の皆様方との対話と協力、これによって成り立っております。ですから、その関係は単に役割を線引きするものだけではなく、それぞれの重なり合う部分を持ちながら支え合うこと、それで成り立つものだと考えています。

ただ一方で、その重なり合う部分において、仮に十分な支えが得られない場合は、学校現場にいろいろなことが集中しまして、教職員や管理職に大きな負担が生じることとなります。今回のマスタープランは、教職員が疲弊することなく、保護者や地域の皆様としっかりと向き合える、そういう環境づくりのためだと考えているところです。

清水市長はよくロジックモデルについてお話しされますけれども、「インプット」として大きく3点を申し上げますと、1点目は、教職員の健康管理や業務の管理、2点目とすると、保護者対応を支える相談体制と法的な支援体制、3点目にはカスタマーハラスメントの組織的対応を行うことで、「アウトプット」、つまり成果としますと、学校運営の安定や教職員

が子どもと向き合う時間の確保、保護者と地域との信頼関係の維持、につながると考えています。その先には、本市の目指す教育の実現ということもあります。

私は今回、特に申し上げますと、このプランにおける「カスタマーハラスメント対策」、こちらの重要性を強く感じているところです。今も学校に寄せられております多くの意見や要望は子どもたちを思っただけの建設的なものだとは私は捉えています。ただ、そのことを前提にしながらも一方で、長時間にわたり要求を繰り返す事案や、過度な対応を求めている事案などがありまして、学校運営ですとか、教職員の心身に大きな影響を及ぼしております。

先ほど説明がありましたとおり、病気休職者、さらには精神疾患による休職者、これは看過できない状況でございます。最近では、とても残念ですが、管理職が保護者対応等によって、それを負担に休職に入るケースもございます。こうした状況は個人の問題ではなく、組織の課題として、私たちは捉えております。今回検討中というお話をさせていただきました、録音機能を備えた電話の設備の導入ですとか、電話回線の増設、さらには保護者対応に帯同できる弁護士の支援体制、これは誠実な対応を保護者・地域にしていく、それを継続するための環境整備と捉えております。

学校現場が安心して保護者と向き合えなければ、結果的に最も影響を受けるのが子どもたちです。だからこそ、このマスタープランというのは、教職員を守るだけでなく、子どもの学びと成長、さらには学校・家庭・地域の絆を守る、そういうプランだと考えて推進をしていきたいと思っております。以上、補足の説明をさせていただきました。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。それでは、大谷委員をお願いします。

○大谷委員

教育委員の皆様方、皆同じですけれども、学校訪問をさせていただいております。

私自身、学校訪問させていただいた際には、校長先生をはじめ、教頭先生、あるいは一般の教諭の先生方等から、お話をお伺いするわけでありましてけれども、先生方の最大の業務負担については、もちろん御説明がありました時間の問題もあるかもしれませんが、「月 45 時間以内 100%」といった目標はぜひ実現してほしいと思いますが、こうした勤務時間の問題よりも、最も負担になっていると感じるのは保護者対応の件です。また、対応する先生方はもとより、サポートする教頭先生の負担も大きなものがあると感じます。担当だけでは一人の保護者に対応できない時には、かなりの割合で、教頭先生が同伴しております。教頭先生も、本来の業務ではなく、その先生方のサポートが大きな負担になっております。

働き方改革であるならば、時間もさることながら、私は保護者対応、特にメンタル面での影響への対応が必要だと思います。一番困るのは教育長が今お話しなさったように、子どもへの指導に影響が出ることです。子どもたちの指導に集中できないことは、非常に大きな問題だと私は認識しております。

対策としては、電話回線の増加や通信回線の増設であるとか、通話録音等のお話が出ました。私自身としては、保護者対応ガイドラインを、市長部局の皆様の御指導、御支援をいただきながら、作成をすることだと思います。ガイドラインは、1回の話は30分以内ですとか、あるいはその場で録音をさせていただきますとか、あるいは、弁護士さん同伴です、または弁護士さんのみの対応になります、などの例が挙げられます。

そして、このようなガイドラインを策定していることを周知し、保護者に御理解いただくことで、学校との対応の在り方について一定の基準を対外的に示すことができると思います。まさにそれが、先生方が安心して職務に励むことのできる職場環境の整備につながり、結果として子どもたちの学びを支えることになると考えております。

大変な作業になると思いますが、教育委員会として、教職員人事課に限らず関係部署によるプロジェクトチーム等を立ち上げ、市長部局とも連携しながら作成を進め、その上で保護者への周知を図ることで、教職員の精神的な支えにもなり、大変意義のある取組になるのではないかと個人的に思っております。以上、参考までになります。

○教職員人事課長

教職員人事課でございます。ありがとうございます。

まず、対応の方針やマニュアルについて、でございますけれども、さいたま市のカスタマーハラスメント基本方針、それから対応マニュアル、こちらに基づきまして、今、学校現場における対応の考え方を整理したものを、急ぎで整えているところでございます。

市の基本方針やマニュアルが非常によくできておりますので、そちらを参考にしながらも、学校現場の特殊な事情等も踏まえた、使えるものを作りたいということで考えております。また、一刻も早く、保護者への周知・啓発というところにも取り組みたいと思っております。そして、リーフレットの作成もしているところです。引き続き、教職員人事課だけでなく、いろいろなところのお力をお貸しいただきながら、進めていきたいと考えております。ありがとうございます。以上です。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

大谷委員お願いいたします。

○大谷委員

ありがとうございます。大変力強いお話で、前向きに取り組んでいただいておりますこと、どれだけ学校現場等に、安心感を与えることかと思います。

大変困難な仕事かと思いますが、何卒よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは小山委員お願いいたします。

○小山委員

私も大谷委員と同じ意見で、学校訪問に行った時に、いわゆるモンスターペアレントの対応などは、もはや教員の仕事の域を出るものと感じました。そういった意味で、弁護士の介入あるいは警察の介入も含めて、明確にカスタマーハラスメントガイドラインを作らないと、教員のメンタルヘルスに大きな影響を与えてしまうと思います。現在では民間のカスタマーハラスメントマニュアルがいろいろできているので、その辺も参考にしながら、早急に整備していただければと思います。

それと全般的に、今の企業経営の一番ファッショナブルな課題は、健康経営というものがあります。経営者、従業員が健康であるのが一番その業績が伸びるということです。もう一つは、少子高齢化なので、従業員の確保が非常に難しいなど、いかに労働環境を良くすることが企業を存続するもので重要かというようなことです。

私がかつていた研究所で、ある大学の研究所と複数のシンクタンクが共同で、実際の中小企業の健康経営に関する実態調査と、それに対する対策ということを研究しました。今、少しずつですが、中小企業に対して、健康経営のコンサルティングというのを始めているような状況で、実際に学校でも、これから優秀な教員、人材を得るということを考えると、それは非常に重要な問題であると思いますので、民間の取組を参考にしながら、その健康経営の問題、いわゆる働き方改革ですけども、その辺を実質的に取り組んでいく必要があると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。それでは続きまして堀田委員お願いします。

○堀田委員

私もカスタマーハラスメントの件になります。学校訪問に行った際に、保護者から連日罵倒されたことにより精神的な不調を来して休職され、その後復職された先生からお話を伺ったことがあります。本当にこれは喫緊の課題だと思っていますので、いじめ対応が市長部局と教育委員会の窓口が2つあるみたいに、この問題に関しても、例えば市長部局のカスタマーハラスメントの窓口と、あと教育委員会の窓口と両方あって、両方の窓口で対応していけると良いのではないかと考えましたので、市長部局の方と御相談をしながら進めていただければと思っています。よろしくお願いします。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは石田委員よろしくお願いいたします。

○石田委員

チーム医療について、保健師さんが3人になったとのことで、私、内谷中学の校医やっていますので、内谷中学の先生も一人お世話になっていて、大変有効に使わせていただいているということです。健康管理についても、私が知っている優秀なドクターが2人入っていますので、活用していただければと思います。何しろ相談をスムーズに行って、相談しやすい体制を作って、早期発見が一番重要です。重症になる前に、いいサポートができれば休職にならないで済むということです。ぜひこのチーム医療サポートを充実してほしいと思います。まだ4月からですけども、現在までに何件程度実施しているのか、分かれば教えてください。

○教職員人事課長

教職員人事課でございます。まず、昨年度1名、保健師を配置していただきまして、9月から3月まで、昨年度は合計62件でした。今年度に入っては、5月までということになりますが、保健師3名体制で、5月までの合計が251件となります。以上です。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。他にございますか。伊藤委員お願いします。

○伊藤委員

ありがとうございました。本当に先生方の心身の健康こそが、教べんを取る中で、子どもたちへのしっかりとした教育に間違いなく伝わっていくと思います。

保護者の方々が孤立し、教育を相談する場が十分でない場合もあるため、過度に相談される方もいれば、もう全然相談できないという方もいらっしゃると思います。

子どもの教育という一致目標をお互い認識することによって、信頼関係が生まれると思いますし、みんなで子どもたちを育てていくという認識が、このサポートが進んでいくことにより期待できるかなと思います。

不調の早期発見というところで、教職員の方に少しでも不調がある場合に、相談するにも人間関係の距離が近すぎると相談できないということもあると思いますので、学校の中で相談しやすい環境づくり、というのも1つ大事なことかと思います。

保護者のほとんどの方は先生方に感謝していると思います。ただ一部の方が、その方も疲れているのかなとは思いますが、良好な信頼関係が構築されることを期待します。以上です。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。それでは清水市長、お願いします。

○清水市長

様々な御意見をいただき、ありがとうございます。

竹居教育長から補足がありましたが、まず全体として、学校が担うものと学校以外が担うものとの役割分担は非常に重要だと思います。一方で、現在は担い手不足により非常に厳しい状況に置かれていることも事実であると認識しています。その中で、役割分担を行いつつも、互いを尊重しながら、どこまでをどのように担っていくのかを考えることが非常に重要であると思います。教育長がお話になった「のりしろ」の部分になりますが、この「のりしろ」が大きすぎてもいけませんし、逆に「のりしろ」がなければ、これまでさいたま市の教育が築いてきた学校・家庭・地域の連携が崩れてしまう危うさも感じているところです。そのため、適切な「のりしろ」をぜひ構築していただきたいと思います。

私たち市長部局においても、現在は組織ごとの役割分担の下で業務を進めていますが、実際には1つの部局で対応しきれない部局横断型の課題が数多くあります。それぞれの部局が、所管の範囲内で対応しているのは、その狭間に取り残されてしまう課題も少なくありません。特に、子どもや教育を取り巻く環境については、それぞれが主たる役割を担いながらも「のりしろ」の部分を適切に確保していくことが、重要であると考えています。その「のりしろ」は狭すぎても広すぎてもいけません。適切なバランスを保つことが必要です。

そのバランスをうまく実現しているものが、さいたま市型のコミュニティスクールであると思っています。そのために、どのような仕組みを構築していくかが非常に大きな課題であると考えています。

最近では、教育長と同席して、様々な学校の協議会等に参加しておりますが、PTA が十分に機能していない学校も多く見受けられます。地域によっては担い手が不足し、大変厳しい状況となっているのが現状です。コロナ禍の影響は、精神面、身体面の両面において大きく、高齢者の方々が地域の担い手として地域活動に参加しなくなっていることも大きな課題の1つです。また、共働き世帯の増加により、PTA も非常に脆弱になっている状況の中で、様々な取組を進めていかなければならない現実があると思っています。

その中で、学校・家庭・地域が互いに歩み寄りながら、これまで培ってきた子どもたちを支える連携をどのように継承していくのか、その仕組みを作り上げていくことがポイントだと思っています。

今年から市長部局でも様々な取組を行いました。「みんなのアプリ」という話もしましたが、自治会の活動に協力をしてくださった方にはポイントをつけるというようなやり方をして、今まで担い手にはなっていなかった若い世代などにアプローチをしながら、少しでも地域への参加、担い手として参加をしていただくための取組もスタートしました。

今までのように、「べき論」や「義務論」だけでは立ち行かない時代になってきていると思います。どのようにモチベーションを高め、インセンティブを適切に活用しながら参加を促す仕組みを作り、地域の担い手となっていただくかが重要だと思っています。

学校においては、子どもたちの育成にどのように関わっていただくのかということが重

要になりますが、単に紙の上で役割分担を整理するだけでは成り立たないと私は思っていますので、その在り方について様々な角度から検討していただきたいと思います。

先ほど申し上げた「みんなのアプリ」のポイント制度を活用することも1つの方法ではないかと考えています。付与されるポイントは、1ポイントを1円としても決して多くのポイントが付与されるわけではありません。しかし、この仕組みの良いところは、「見える化」ができることです。学校への協力や子どもたちへの支援を「見える化」していくことで、それが参加へのインセンティブにつながるのではないかと考えています。まだ市長部局の仕組みも十分ではありませんが、教育委員会としてどのような形で活用していくのかについては、財源の問題もありますし、その仕組みをどのように運用していくのかも含めて、私たちが一緒に考えていかななくてはならない課題だと思っています。

この働き方改革と、子どもたちをどのように育てていくかということは表裏一体の関係にあると思っています。そのため、現在置かれている状況を学校・家庭・地域の3者が共有しながら取り組んでいかなければ、互いの距離が離れてしまうおそれがあります。学校の責任だ、地域の責任だ、家庭の責任だと責任を押し付け合うような状況になってはならないと思っていますので、私たちも一緒に考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、カスタマーハラスメントのお話についてですが、教職員の健康は身体面だけでなく、精神面においても重要な課題であると思っています。

県においてもカスタマーハラスメント防止条例が制定されておりますし、さいたま市においても市役所内の方針を策定しております。具体的な事例も含めて、できるだけ明確に示せるよう取り組んでいるところですが、可能な限り具体的な基準を定めていかなければ、現場での対応は難しいと思います。抽象的な表現だけでは、判断が難しいため、先ほど30分程度を1つの目安とするといったお話もありましたが、一定の基準や目安を設けていくことが必要であると思います。

今だからこそ取り組むべき課題であり、カスタマーハラスメント対策は非常に重要であると考えています。先ほど堀田委員からもお話がありましたが、いじめ問題に関して市長部局に窓口を設置した目的の1つも、従来は学校や教育委員会が中心となって対応してきたものの、それだけでは対応が難しいケースがあること、また、学校や教育委員会に過度な負担が生じるおそれがあることによります。市長部局としても一定の役割を担い、客観的な視点を持ちながら対応することで、できるだけ迅速に子どもたちが教育を受け続けられる環境を整えていく必要があると考えています。そうした考えの下で、この取組を進めているところです。今後も試行錯誤を重ねることになると思いますが、教育委員会だけに過度な負担をかけるのではなく、市長部局としてもしっかりと役割を果たしていきたいと考えています。

また、石田委員からメンタル面についてのお話もありました。これについては、市長部局においても同様の課題を抱えております。組織としてチームで業務を進めていくことや、教育行政を支えていくという考え方は非常に重要であると思っていますので、市長部局と

してもできる限り協力をしていければと思っております。

また、様々な分野において、国への要望等についても積極的に行っていきたいと考えております。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

それでは、様々な御意見をいただきました。今いただいた御意見を踏まえ、今後は市長部局と教育委員会がしっかりと連携しながら、教職員の保護者対応の在り方や、学校・家庭・地域の3者の連携、また、市長からお話のありました「みんなのアプリ」の活用方法等も含め、地域全体で子どもを育てていく環境の整備に向けて検討を進めてまいります。その上で、必要な部署等とも調整を図っていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

それでは議題の(1)②につきましては、こちらの方で締めさせていただければと思っております。

それでは、議事(2)協議事項の方に移らせていただきます。「市内における救命講習実施体制について」ということで、資料3によりまして、所管の方から説明をさせていただきます。

○救急課長

消防局救急課の菅野と申します。議事の(2)協議事項、「市内における救命講習実施体制の充実」について御説明をいたします。

ページにつきましては18ページとなります。まず、資料19ページを御覧ください。

救命講習実施体制を充実させる目的は、災害に強い都市の構築となります。消防局救急課が行っている応急手当普及啓発の一部を教育委員会と連携して推進していくことで、消防、救急体制の充実強化、さらには災害に強い都市の構築へとつなげていくものです。

教育委員会と連携することの意義といたしましては、単に応急手当の普及啓発を推進することだけでなく、救命講習を通じて教職員はもちろんのこと、将来のさいたま市を担う児童生徒自身が命を守る力、自助・共助を身につけることで、地域全体で防災や救命に対する意識を高めることができることと考えております。以上が救命講習実施体制を充実させる目的となります。

資料20ページを御覧ください。さいたま市では、令和6年4月にさいたま市自動体外式除細動器（AED）整備方針及び整備計画が改正され、誰もが有事の際に迷わずAEDにたどり着き、24時間いつでも必要なときにすぐにAEDを使用できる環境の整備、およびAEDの適切な使用方法の周知など項目が追加されました。

市の施設内の設置台数の拡充や公共施設の屋外への追加設置など、ハード面の整備が図られてきましたが、AEDはハード面の整備だけでは効果を発揮しません。AEDを操作するのは人であるため、多くの人が応急手当の正しい知識や技術を習得し、適切にAEDを使用

できる人材が増えるよう、今後はソフト面の取組がより重要になってくると考えております。

資料 21 ページを御覧ください。救急課が行っている応急手当の普及啓発について事業説明をいたします。救急課では応急手当の普及を推進するため、主に応急手当講習の開催と応急手当普及員の養成を行っております。消防職員が指導者となって行う従来の応急手当講習に加えて、応急手当普及員の養成に力を入れて取り組んでいるところでございます。この応急手当普及員とは、自身の事業所などにおいて講習を開催し、応急手当の指導を担う方を指し、普及員の養成を推進することで、各事業所において普及員の指導のもと講習を開催していただき、講習受講者の増員を図り、応急手当の正しい知識と技術の普及を推進しております。

資料 22 ページを御覧ください。こちらは、令和 2 年から令和 7 年までの講習開催状況の推移でございます。青色の棒グラフが講習回数で、オレンジ色の折れ線グラフが受講者数となっております。近年、市民の自主救護への関心や意識の高まりを受け、応急手当講習の需要は増大し、講習受講者数は年々増加しております。

資料 23 ページを御覧ください。応急手当普及員の養成については、総合振興計画の実施計画における目標指標として設定し、令和 4 年度以降、年間 300 名以上を養成している状況で、市立学校教職員は、年間養成者数の約 4 割を占めております。

資料 24 ページを御覧ください。普及員の養成は、市内の学校教職員に加えて、一般事業所などに勤務する従業員、保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、老人福祉施設の職員などを対象に行い、さいたま市全体の資格保有者は、令和 8 年 4 月 1 日現在で、2,181 名、そのうち市立学校教職員の方が 1,275 名となっており、多くの普及員の方に活躍、活動をいただいているところでございます。

資料 25 ページを御覧ください。消防局では、これまでも教育委員会と連携を図り、応急手当の普及の推進に取り組んでまいりました。普及員の養成については、教育委員会において各学校 1 名以上、普及員資格者が在籍するよう受講者の選定等を行っていただき、それらをもとに消防局が普及員講習を開催し、年間約 140 名程度の養成をしております。

また、消防局が養成した普及員が中心となって、主に小学校、中学校において学校内で救命講習を開催していただき、児童生徒が学校教育の中で命の大切さや応急手当の重要性を学習し、応急手当に関する知識はもちろんのこと、救命措置に必要な技術を身につけるといいう全国に誇れる取組を行っていただいております。

教職員につきましても、定期的に救命講習を受講し、心肺蘇生法や AED の取り扱い方法を学び、応急手当に関わる知識や技術を維持し、児童生徒が安心して教育を受けられる環境づくりに貢献していただいているところでございます。

続きまして、教育委員会の取組につきまして御説明いたします。資料は 26 ページを御覧ください。

さいたま市教育委員会では、市長部局と連携し、危機管理マニュアルや防災教育カリキュ

ラムに基づいた実践的な防災教育を進めております。その中でも特徴的な取組として、消防局と連携した救命教育があります。小学校、中学校における心肺蘇生法実習の授業を通じて、普通救命講習Ⅰの修了証などを取得できる取組を整備し、小学校5年、6年生で「救命入門コース」、中学校、中等教育学校で「実技救命講習」を実施しております。訓練の中には、心肺蘇生法実習に取り組んでいる避難所もあると伺っております。今後につきましては、有識者などによる会議での議論を通じて、避難所運営訓練への児童生徒のさらなる参加促進に向けた方策を検討していく予定とのことです。

以上のように、防災教育と救命教育を一体的に推進することで、児童生徒の防災意識や実践力の向上につながっているところになります。

資料 27 ページを御覧ください。こちらは、消防局と教育委員会が連携して取り組んできたことで、令和7年度に普及員により開催された講習が、市内全体で1,111回あるうちの約5割が市立学校により開催されております。これまで、消防局と教育委員会が連携して、普及員養成等に力を入れて取り組んできたことの成果とも言えると思います。

資料下段の普及員への資器材の貸し出し状況を見ていただきますと、市立学校への貸出数が約4割となっております。講習用資器材は、より実践的な救命講習を実施する上で欠かせないものとなっております。救命講習の開催数にほぼ比例する形で、貸出数も多くなっております。資器材の貸出については、普及員からの依頼を受け、消防局が対応しているところになります。近年、応急手当普及員の増加に伴い、資器材借用依頼も増えてきている状況でございます。

資料 28 ページを御覧ください。今後、救命講習実施体制を継続・充実させていくためには、様々な課題がございます。まずは、指導員の確保です。以前は、現場の救急隊が救急車の対応を一時的に止めて、市民等に対応して救命講習を実施しておりましたが、感染症の流行や近年の救急需要の増加などに伴いまして、難しい状況となりました。その後は、応急手当講習の指導を専任で行う職員により、講習指導を行ってきましたが、指導員の数にも限りがあり、学校を含む事業者や地域住民、全ての講習需要に対応することは難しい状況となっております。こうした課題に対し、各学校や事業者などで講習指導を担うことができる応急手当普及員を養成することで対策しているところです。

次に、指導員のスキルです。指導スキルは、継続維持されるものではなく、どうしても時間とともに低下していくものです。指導者として講習を開催する頻度が高ければ、一定程度のスキルは維持できるものと考えますが、数年おきに改定されるガイドラインに対応するため、定期的な知識の更新は必要不可欠です。救急課では、普及員を養成して終わりではなく、その後のサポート体制を充実させることで、指導者のスキルの維持向上に取り組んでおります。

次に、指導者、受講者の意識です。課せられたノルマを達成するための形式的な講習となってしまうと、救命講習本来の目的や重要性が薄れることが懸念されます。さいたま市内の小学校においては、平成23年9月29日に駅伝の課外練習中に児童が倒れ、翌日に亡くな

るという大変悲しい事故が起こっております。指導者、受講者一人一人が原点に立ち返り、なぜ応急手当を学ぶ必要があるのかを再確認するとともに、二度とこのような事故を繰り返さないという強い思いや高い意識を持って救命講習に取り組む必要性があると考えます。最後に、資器材体制の充実です。より実践的で効果的な救命講習を実施するためには、資器材は必要不可欠です。今後は、保有資器材の運用方法の見直しや資器材の充実化、代替資器材の検討などが必要になってくるものと考えております。

資料 29 ページを御覧ください。こちらの資料にもあるとおり、消防局といたしましては、応急手当の普及啓発から消防・救急体制の充実強化を図るというアプローチで、災害に強い都市の構築を目指しているところでございます。冒頭でも説明させていただいたとおり、教育委員会と連携して応急手当の普及啓発に取り組んでいくことは、消防局の取組をより推進することはもちろんのこと、将来のさいたま市を担う児童生徒自身が命を守る力、自助・共助を身につけることで、安全・安心なまちづくり、ひいては災害に強い都市の構築につながるものと考えております。そのためにも、消防局と教育委員会が、より一層連携して応急手当の普及啓発に取り組んでいく必要性があると考えております。

資料 30 ページを御覧ください。今後の教育委員会との連携事項となります。

1 つ目は、保護者、自治会など幅広い世代への救命講習の周知啓発です。災害時などには、子どもから高齢者まで地域の誰もが応急手当の担い手となる可能性があるため、世代を問わず救命講習の重要性を理解し、講習に参加していただけるよう、消防局と教育委員会とが連携して情報発信等をしていくことで、応急手当の普及啓発を推進していきたいと考えております。

2 つ目に、救命講習実施体制の継続充実です。今後も救命講習実施体制を継続していくために、これまでの取組を消防局と教育委員会とが引き続き連携して推進していくとともに、講習実施体制の充実のためには、様々な課題に対して取組を進めていく必要があると考えております。その取組には、教育委員会との連携が不可欠であり、今後、学校がより主体性を持って継続的に救命講習を開催できる環境を整えていくことで、市全体の救命講習実施体制の充実にもつながるものと考えておりますので、そのために一層連携してまいりたいと考えております。

応急手当の普及啓発を通じて、災害に強いさいたま市を実現するために、教育委員会の皆様には、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。救急課からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは、ただいまの説明に対しまして、御意見・御質問等あればお願いいたします。それでは、小山委員お願いいたします。

○小山委員

28 ページになりますが、普及員の養成を推進するサポート体制の強化は非常に重要な課題だと思います。普及員というのは、消防署で講習を受けて資格をもらうということだと思います。そのスキルを継続するための、再講習というのは消防署に行くと思うのですが、ブラッシュアップ・フォローアップ研修制度については、内部での研修制度によって受講できるものか教えてください。

○救急課長

普及員の資格につきましては、基本的には3年おきでの更新となります。その期間の中で、スキルアップも含めて、再講習に受講していただいて、資格の方を継続して、実際に講習の方を継続して実施していただいているという状況となります。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

他にございますでしょうか。堀田委員お願いいたします。

○堀田委員

埼玉大学で学校保健の先生が中心になって、教育学部の学生全員が一度は救急面の講習を受けるということを必修化しました。それで充分というわけではないので、また教職員となってから繰り返し受講していただければと思うんですが、確かその救命救急を行った学生とか、大学院生も含めて、全学の学生に入学した時に新入生に講習するみたいな計画もあったかと思います。今後、小中学生が全員救急の講習を経験して、また大学でも、もう一度受講するみたいなことになっていけばいいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。他にございますでしょうか。それでは清水市長、お願いします。

○清水市長

まず、教育委員会と消防局の連携で、講習の実施、また指導者の育成ということについては成果を上げていると思っておりますし、また、先ほどもお話ありましたけれども、駅伝練習中に小学生が命を落とすという本当に悲しいことがあって、それ以来、まさに全国に様々な取組を教育委員会の方で発信してきたと認識をしております。そういう意味では、感謝申し上げます。

これから救命講習を含めて、防災教育というのはすごく重要になるだろうと思っております。その中でまず AED の使い方を含めて、どのように身近な人を守っていくか、支えていくかということもありますし、つい先日も、東京都の小学校で火災が起こった事故もござい

ましたけれども、そういったこともいつ起こるかわからない。さらには、先日には熊本で大きな地震がございましたけれども、自然災害がかつて何年に1回と言っていたのが、現在では毎年のように起こるような時代になってきています。

この防災教育をしっかりと子どもたちに行っていただくということは、さいたま市の教育の在り方としても大変重要なことだと思います。その中で、まず自分自身を守り、そして近くの人たちを守れる、そういう子どもたちが成長していくことがさいたま市のこれからの大きな財産になるのではないかと思いますので、ぜひ引き続き様々な形で連携をしていただければと思います。

その中で、救命教育もありますけど、加えて防災教育というような視点で、自分を守り、家族を守り、地域の皆さんを守れる、そんな環境になれるように、お互いに協力をしていければと思います。特に大きな地震が、もし昼間にあった場合には、さいたま市の場合にはかなりの人たちが市外に働きに行ってしまう、中学生や高校生等の生徒たちに助けてもらわないと厳しい地域が一定数あると思います。避難所運営訓練に167校中80校が参加をしてくださるということで、本当にこれは心強いことでありますが、こういった形でも参加をただいて、意識の醸成と、通常の教育とはまた違った知識を持ってもらうことは大変重要だと思っています。よろしくお願いいたします。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

はい、それでは続きまして竹居教育長、お願いいたします。

○竹居教育長

ありがとうございます。教育委員会では、救命教育に加えて、やはり防災教育についても力を入れているところでございます。先ほど清水市長からありましたように、東京の北区の小学校での火災はすごく教訓になりました。避難に当たり通常で決められたルートではないところ、それをしっかりと確認する必要があるということで、通知を出したところです。その結果、様々な取組が行われています。例えば、防火シャッターを下ろして避難経路が塞がった場合はどこを通るのかという訓練をしてくれたりですとか、さらには休み時間になった時には先生方が周りにいませんので、どういうルートを取るのかですとか、また、救命袋というのがあるんですけども、それを使った訓練もしてくれたという報告が上がっております。ただ、防災というのはマニュアルどおりになかなかいかないものだと思います。ですから、教育委員会では子どもたちに一番育てたいのは、指示を待つのではなくて、自ら状況を判断して行動できる力を育成したいと思っています。

実はこの力は、私たちがコロナ禍を体験して、やはり自ら考えて、主体的に行動できる力（エージェンシー）を絶対に身につけなきゃいけないということと同じ考え方だと思っています。ですからこの救命教育と防災教育というのはエージェンシーの実践的な場であると思います。

心肺蘇生と AED の使用方法を学ぶことと、災害時に安全な避難行動を選択すること。これは究極的に申しますと、自分の命と同様に大切な人の命を守る、そのために主体的に行動するべきだということを、子どもたちに、体験的に教えることだと思っています。これは子どもたちの将来を考えますと、地域防災や、さらに避難所運営を支える人材の育成であり、まさに清水市長がおっしゃったことに直結すると思っています。

今後も、消防局はもとより防災課や別の所管課とも、協力をしながら、救命教育と防災教育、両輪で一体的に進めて、安全安心なさいたま市の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは大谷委員お願いいたします。

○大谷委員

応急手当普及員の養成状況について、市立学校教職員全体の約 6 割というお話を伺いまして、私の感覚が正しいかどうか分かりませんが、大変御尽力いただいているものと感じました。

実は私も地域の講習を受けていて、自治会の広い公園で、消防署の皆さんが来て実際に AED の使用等をやるわけですね。それでも、なかなか地域で人が集まらないのですが、今後は学校が主体になって、例えば学校行事の後とかに消防局の皆様にも御支援、御協力いただきながら学校主体の講習会とかをできればいいかなといったことも考えつきました。

また、私が地域で参加しているのは年に 1 回ぐらいですけども、子どもたちも普通救命講習を受けていまして、これを受けると証明書が出ますので、大変励みになることだと思います。お子さん方もぜひそういう地域の講習会等に取り組むのはどうかと思いました。以上でございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。

救命教育、それから防災教育の重要性や、市長部局と教育委員会が連携して進めていく必要性について様々な御意見をいただきました。みなさまありがとうございました。

それでは、本日の予定してきた議題につきましては、以上となります。それでは閉会に先立ちまして、事務局の方から事務連絡だけさせていただきます。本日の議事録につきましては、後日、市のホームページの方に掲載する予定としてございまして、議事録案につきましては事務局の方で作成して、各委員の皆様にご確認をお願いすると思いますので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議全体を通して、皆様から何か特段の御連絡はございますでしょうか。

それでは最後に、会議の主宰者でございます清水市長の方から、本日の会議の総括をお願い

いできればと思います。

○清水市長

教育委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。それぞれの立場から大変貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題の中でも、市内における救命講習実施体制の充実については、子どもたちの命を守る観点はもちろんのこと、災害に強い地域社会を作る担い手として、子どもたちを育てる防災教育の観点からも大変重要なテーマであると、改めて皆さんと認識を共有させていただいたと思います。

また、消防局と教育委員会が連携をして、多くの教職員が応急手当普及員として活躍してくださっている。また、学校教育の中で子どもたちが救命講習に取り組んでいることは、私たちにとっても大変ありがたく嬉しいことであり、素晴らしい取組だと感じました。

また、救命講習を通じて、命の大切さを学び、また自ら考え、行動する力、また地域で支え合う共助の意識を育んでいくことは、この防災教育の推進にも大きくつながるのではないかと考えています。

近年、自然災害が激甚化、また頻発化する中で、自らの命を自ら守っていくことは、ますます重要なことだと思います。避難所運営訓練なども含めまして、子どもたちが実践に学ぶ機会を充実させながら、学校、地域、そして市長部局および教育委員会が一体となって、防災・減災に取り組む人材の育成を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これからは、学校が地域コミュニティの一つの中心的存在となります。

学校を中心に様々なつながりを作っていく、お互いに支え合う。そんな環境がもっとできてくれば、ありがたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。引き続き、教育委員会と市長部局がお互い連携しながら、一緒に様々な取組を作りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。以上をもちまして、令和8年度さいたま市総合教育会議を終了させていただきます。皆様、本日はどうもありがとうございました。